

県立学校

# 「中堅教諭等資質向上研修」 実施の手引

令和5年度

奈良県教育委員会

# 目 次

県立学校「中堅教諭等資質向上研修」実施要項 .....	1
<b>中堅教諭等資質向上研修について</b>	
1 「中堅教諭等資質向上研修」中学校、高等学校、特別支援学校の教諭について .....	13
2 中堅教諭等資質向上研修に係る手続等について .....	15
中堅教諭等資質向上研修の流れ .....	18
研修の内容 .....	19
<b>共通研修及び必修研修の内容</b>	
共通研修 .....	20
必修研修 .....	24
中堅教諭等資質向上研修に関わる様式一覧 .....	25
各様式について .....	26
<b>研修実施計画書の作成について</b>	
研修実施計画書作成における早見表 .....	29
勤務実績3年の教諭、または今年度新たに研修を開始する勤務実績4年～6年の教諭 .....	30
勤務実績4年～6年の教諭、または令和3年度末までに研修実施計画書を提出している採用6年目から7年目までの教諭 .....	31
勤務実績7年の教諭、または令和3年度末までに研修実施計画書を提出している採用8年目の教諭 .....	32
勤務実績8年以上の教諭、または平成29年度に研修実施計画書を提出していない採用9年目以降の教諭 .....	33
平成29年度に研修実施計画書を提出している、採用10～13年目の教諭 .....	34
平成29年度に研修実施計画書を提出している、採用14年目以上の教諭 .....	35

令和5年度 奈良県教育委員会  
県立学校「中堅教諭等資質向上研修」実施要項

## 1 目的

中堅教諭等資質向上研修は、教育公務員特例法第24条第1項の規定に基づき、個々の能力、適性等に応じて、県立学校における教育に関し相当の経験を有し、その教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的とする。

## 2 対象等

(1) 中堅教諭等資質向上研修の対象となる教諭（以下「当該教諭」という。）は、令和5年4月1日現在で教諭としての勤務実績が3年以上10年以下の者（特別な事情がある場合には、この期間の限りではない。）とし、勤務実績が3年に達した年度の次の年度から8か年内に受講するものとする。

ただし、令和3年度までに研修実施計画書（様式9）の写しを奈良県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に提出している者については、別に定める。

(2) 次に掲げる者は、中堅教諭等資質向上研修の対象から除くものとする。

ア 臨時的に任用された者

イ 他の任命権者が実施する十年経験者研修又は中堅教諭等資質向上研修を修了した者

ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項若しくは第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条の規定により任期を定めて採用された者

エ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会等において学校教育又は社会教育に関する事務に従事した経験を有する者で、任命権者が当該者の経験の程度を勘案して中堅教諭等資質向上研修を実施する必要がないと認める者

オ その他、県教育委員会が認めた者

（対象の留意点）

(3) 上記2(1)の勤務実績は、国立、公立又は私立の小学校等の教諭（ただし、養護教諭、栄養教諭、保育教諭等は除く。）として勤務した実績（臨時に任用された期間を除く。）とし、勤務実績の計算方法、中堅教諭等資質向上研修を実施する期間に關し必要な事項は、別に定める。

(4) 育児休業等で、異なる年数を定めることが適切な場合は、県教育委員会と協議の上、延期することができる。

## 3 実施主体等

中堅教諭等資質向上研修は、県教育委員会が実施する。

## 4 内容等

中堅教諭等資質向上研修は、必修研修、共通研修及び自己啓発研修からなり、その主な内容等は次のとおりとする。

（必修研修）

(1) 勤務実績9年または10年の者（上記2(4)に該当する者を含む）に対して、本県の教育目標及び教育課題等に関する知識や理解を深め、自己のキャリアをプランニングできる力の育成、同僚性の構築力及びマネジメント等の能力を身に付ける研修として、主に奈良県立教育研究所（以下「教育研究所」という。）が、夏期休業期間に1日間、実施するものとする。

（共通研修）

(2) 勤務実績3年以上10年以下の者に対して、奈良県教員等の資質向上に関する指標に基づき、キャリアステージに応じた教育における今日的課題や教科等の指導に關わる研修として、主に教育研究所が、夏期休業期間に4日間、実施するものとする。

(3) 県教育委員会が実施する研修会等のうち、教育研究所の指定するものへの参加をもって、これを共通研修の一部に充てることができる。

(4) 「奈良県立教育研究所における長期研修実施要項」による研修を行う者は、その修了をもって必修研修及び共通研修に充てることができる。

(5) 上記2(1)の期間に教員免許状の有効期間の更新（新免許）又は更新講習修了確認（旧免許）のた

め、教育研究所において実施した教員免許状更新講習の履修認定をもって、これを共通研修の一部に充てることができる。

(自己啓発研修)

(6) 自己のキャリアプランに応じて専門性を高め、中堅教諭等としての資質を身に付けるための研修として、勤務実績7年以上10年以下の者において、Aコース（校内・自主研修）又はBコース（教科等研究会研修）から選択し、期間内で実施するものとする。

ア Aコースは、学校長の指導の下、実践等を通じた授業研究や教材研究を校内で原則1年間実施するとともに、その研究のための研修（自主的な研修）を5日間（校外）受講し、その研究及び研修の成果を論文等（A4用紙4枚以上）としてまとめ、学校長が認定（様式13A、14A）するものとする。また、Web会議システムを用いた同時双方向通信によるリアルタイム・オンライン研修を自主的な研修の一つとして学校長が認めた場合、当該教諭は受講後にオンライン研修報告書（様式15）を作成し、学校長に提出するものとする。

イ Bコースは、教科等研究会で継続的に1年間活動し、各教科等研究会が別に定める認定に関する条件等に基づき、教科等研究会長と学校長が認定（様式12B、13B）するものとする。

(7) その他、県教育委員会が認める長期にわたる研修等を行う者は、その修了をもって自己啓発研修に充てることができる。

## 5 研修計画

(事前評価と研修実施計画書)

(1) 校長は、中堅教諭等資質向上研修の実施に当たり、当該教諭の能力、適性等について評価を行い、それを基に研修実施計画書を作成する。また、勤務実績3年及び勤務実績7年に該当する当該教諭の研修実施計画書については、指定された期日までに県教育委員会に提出するものとする。

(2) 県教育委員会は、校長から提出された研修実施計画書について精査し、必要に応じて調整を行う。

(3) 校長は、提出した研修実施計画書に基づいて、当該教諭に対し職務権限により研修を命じるものとする。その際、当該教諭が自らの課題を明確に認識して主体的に研修に取り組むことが望ましいことから、研修実施計画書を本人に示し、説明するものとする。

(研修計画の改善)

(4) 校長は、中堅教諭等資質向上研修の進展に応じて、適宜、必要な研修計画の改善を行うことができるものとする。また、県教育委員会は、校長に対して適宜、研修計画改善のための必要な指導及び助言を行うことができるものとする。

## 6 校内体制

(1) 当該教諭は、校長の指導の下、研修計画に従い、研修を行うものとする。

(2) 校長は、中堅教諭等資質向上研修が円滑に実施できるようにするために、学校全体としての体制を確立するものとする。

(3) 校長、副校长及び教頭は、研修計画に従い、当該教諭の指導及び助言に当たるものとする。

## 7 研修報告

(受講実績報告書)

(1) 教育研究所は、中堅教諭等資質向上研修として実施した必修研修、共通研修各受講後に、当該教諭の受講実績報告書を、校長に送付するものとする。

(研修報告書)

(2) 当該教諭は、年度内の研修等を終えた後、自己評価を行い、研修報告書（様式10）を作成し、校長に提出するものとする。

なお、当該教諭は、中堅教諭等資質向上研修を修了するまで、研修報告書を毎年度作成し、校長に提出するものとする。

(研修実施報告書)

(3) 校長は、4内容等に定める全課程を受講した当該教諭に対し、提出された研修報告書を踏まえて、研修成果について再度評価を行い、研修実施報告書（様式11）を作成し、指定された期日までに、県教育委員会に提出するものとする。

なお、研修成果については、当該教諭に対する以後の指導や研修に活用することが望ましい。

(4) 校長は、令和5年度に修了予定であった当該教諭が4内容等に定める全ての研修を修了できないときは、教育研究所に連絡し、次年度以降の研修について協議するものとする。

(修了の認定)

中堅教諭等資質向上研修の修了の認定は、校長から教育研究所に提出された研修実施報告書を基に（奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第二条の規定により）県教育委員会教育長が行う。なお、県教育委員会教育長による修了の認定が認められない場合は、県教育委員会は当該教諭の所属する県立学校の校長へ通知する。

8 文書保存

県教育委員会は、当該教諭の研修実施計画書及び研修実施報告書を5年間保存するものとする。

9 中堅教諭等資質向上研修における受講履歴の管理

県教育委員会は、当該教諭の受講履歴について、主に教育研究所が実施する中堅教諭等資質向上研修における受講履歴を管理するものとする。

10 実施協議会及び実施校校長連絡会

- (1) 県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置するものとする。
  - ア 研修内容等（必修研修、共通研修、自己啓発研修等）について
  - イ その他実施上の諸課題について
- (2) 実施協議会は、奈良県教員等育成協議会をもって充てるものとする。
- (3) 県教育委員会は、中堅教諭等資質向上研修を円滑かつ効果的に実施するため、担当者を含む実施校校長連絡会を年度当初に開催するものとする。

11 その他

- (1) 必修研修及び共通研修の受講に係る旅費及び自己啓発研修の一部に係る旅費については、教育研究所負担とし、それ以外は学校負担とする。また、実施校校長連絡会への旅費については、学校負担とする（集合する場合に限る。）。
- (2) 中堅教諭等資質向上研修の実施に関する日程、事務手続き等については、実施の手引において別途定めるものとする。
- (3) 本実施要項に定めるもののほか、必要な事項は、県教育委員会が別に定める。
- (4) 令和3年度までに研修実施計画書を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施している者については、令和3年度までの実施要項に従い、教諭としての在職期間が3年から10年に達している期間で中堅教諭等資質向上研修を継続実施できる移行措置を適用するものとする。ただし、校長は、当該教諭の勤務実績や経験等を勘案し、当該教諭と相談の上、中堅教諭等資質向上研修の延期や自己啓発研修、必修研修の受講等を含め、研修実施計画を作成するものとする。

## 中堅教諭等資質向上研修を実施する期間に關し必要な事項

### ○中堅教諭等資質向上研修を実施する期間に關する勤務実績及び対象等について

#### 1 中堅教諭等資質向上研修に係る対象等について

##### (1) 対象

研修の対象となる教諭は、勤務実績3年以上10年以下の者とする。受講期間は、勤務実績が3年に達した年度の次の年度から8か年の間とする。

##### (2) 学校以外の機関等に勤務した期間の扱い

学校以外の機関等に勤務した期間のうち、次に掲げる期間は、勤務実績として通算する。

ア 指導主事、社会教育主事等、その他教育委員会、知事部局等において学校教育又は社会教育に關する事務に従事した期間

イ 教諭として勤務した期間における国又は地方公共団体が事業として行う大学・大学院、海外等への派遣期間

##### (3) 勤務実績から減算する事例

次に掲げる期間が連續して1年以上ある場合、その期間の年数（1年未満の端数があるときはこれを切り捨てた年数）を当該勤務実績から除く。

ア 国家公務員法（昭和22年法律第120号）若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定による休職又は停職により現実に職務を執ることを要しない期間

イ 国家公務員法又は地方公務員法の規定により職員団体の役員として専ら従事した期間

ウ 地方公務員法の規定により配偶者同行休業をした期間

エ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の規定により育児休業をした期間

オ 国立大学法人の設置する小学校等又は私立の学校である小学校等の教諭として在職した期間について、ア、ウ又はエに規定する期間に準ずるものとして任命権者が認める期間

#### 2 中堅教諭等資質向上研修に係る勤務実績の計算等について

##### (1) 勤務実績の計算方法

勤務実績の計算に当たっては、国立、公立又は私立の学校の教諭（養護教諭、栄養教諭、保育教諭等を除く。）として勤務した実績（臨時的に任用された期間を除く）とする。ただし、1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数とする。

##### (2) 中堅教諭等資質向上研修に係る勤務実績の計算（例）

勤務実績の計算については下記に留意する。（採用4年目を経過しても研修の対象者とならない場合がある。）

○勤務実績とみなす事項・・・産休、長期研修（長期研修員等）、教諭等採用後の教育委員会勤務、他県・私学教員（臨時の任用を除く）等

◆勤務実績とみなさない事項・・・休職、停職、育休等

（注）上記の「勤務実績とみなさない事項」において、その期間が連続12か月以上の場合は、年度のまたがりの有無に関わらず、年単位（月は切り捨て）で減算（除いて計算）する。（2つ以上の事項の期間が連續する場合は、それらを合わせた期間）

（例）育休11か月の場合→減算しない。育休1年1か月の場合→1年減算。育休と休職の連續する期間2年3か月の場合→2年減算。

【例 1】育児休業等の減算する事項がない場合

勤務実績 3 年から中堅教諭等資質向上研修の対象者となり、令和 5 年度から受講開始できる。  
勤務実績 7 年からは自己啓発研修の受講対象者となる。

	R2年度 1年目	R3年度 2年目	R4年度 3年目	R5年度 4年目	R6年度 5年目	R7年度 6年目	R8年度 7年目	R9年度 8年目	R10年度 9年目	R11年度 10年目	R12年度 11年目	R13年度 12年目
在職期間	研修受講対象											
勤務実績	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

【例 2】連続 12 か月に満たない休職期間がある場合

2 度の休職期間はあるが、いずれも 1 年未満であるため減算しない。

	R2年度 1年目	R3年度 2年目	R4年度 3年目	R5年度 4年目	R6年度 5年目	R7年度 6年目	R8年度 7年目	R9年度 8年目	R10年度 9年目	R11年度 10年目	R12年度 11年目	R13年度 12年目
在職期間	研修受講対象											
勤務実績	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

【例 3】産休と育休が連続する期間が 1 度ある場合

産休は減算しないが、育休期間（1 年 10 か月）のうち 1 年を減算する。この場合、令和 7 年度は中堅教諭等資質向上研修を受講することはできない。

	R2年度 1年目	R3年度 2年目	R4年度 3年目	R5年度 4年目	R6年度 5年目	R7年度 6年目	R8年度 7年目	R9年度 8年目	R10年度 9年目	R11年度 10年目	R12年度 11年目	R13年度 12年目
在職期間	研修受講対象											
勤務実績	1	2	3	4	減算	5	6	7	8	9	10	

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

※R 6 年度について、産休等ではあるが勤務実績の計算方法に従い、中堅教諭等資質向上研修の対象として計算する。

#### 【例4】産休と育休が複数ある場合

産休は減算しないが、2度の育休期間（連続12か月以上が2度ある。）の2年を減算する。この場合、自己啓発研修の開始は、令和11年度となる。

在職期間	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
共通研修												
産休 3か月						育休 1年6か月		産休 3か月		育休 1年 3か月		
研修受講対象						研修受講対象						
勤務実績	1	2	3	減算	4	5	6	減算	7	8	9	

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

#### 【例5】他都道府県や私学等の教諭経験がある場合

他都道府県での教諭経験（勤務実績）がある場合は、本県では初任者（初任者研修免除者）であっても中堅教諭等資質向上研修の対象に該当する場合がある。下表における令和2年度の在職期間は、他都道府県経験年数4年を含めたものとなる。

在職期間	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
					5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目
共通研修												
他都道府県 教諭経験年数4年						自己啓発研修						
研修受講対象						必修研修						
勤務実績	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	

※勤務実績・・・当該年度の4月1日から3月31日までの12か月を終えるまでを1年とする。

#### ○移行措置の設定について

- 令和3年度までに【様式9】「実施計画書」を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施中の者に対して以下の移行措置を適用する。

令和3年度までの実施要項に従って、教諭としての在職期間を通算して算出した採用〇年目という考え方で中堅教諭等資質向上研修を継続実施できるものとする。ただし、校長は、当該教諭の勤務実績や経験等を勘案し、当該教諭と相談の上、中堅教諭等資質向上研修の延期や自己啓発研修、必修研修の受講等を含め、研修実施計画を作成するものとする。

- 延期等で中堅教諭等資質向上研修を一度も実施していない者には移行措置は適用されない。

## 【様式9-①】

## 令和5年度 「中堅教諭等資質向上研修」研修実施計画書

学校番号		学校名		本県採用前の勤務実績	
職員番号		氏名		勤務実績(年)	
備考	受講延期期間			上のセル(H4)のリストから勤務実績(年)または採用年目(年目)を選択してください。	
	上記の理由				

## 【記入上の注意事項】

当該教諭の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づいて計画書を作成してください。

前年度までに受講した講習等を記入し、備考に「済」を記入してください。

勤務実績3年以上6年以下の当該教諭については共通研修のみ、可能な範囲で計画を立ててください。

勤務実績7年(令和4年度移行措置よりも前に研修を開始した採用8年目)の当該教諭については受講済の共通研修の履歴、勤務実績7年以降の残りの共通研修の計画及び自己啓発研修の計画を記入してください。

令和4年度以降に勤務実績9年または10年(詳細は実施要項を参照。)となる対象者は、必修研修の受講が必須となります。

ただし、令和3年度までに共通研修を5講座修了している場合は必修研修を受講しなくても構いません。(令和4年度移行措置による。)

## 必修研修 ※令和4年度以降に勤務実績9年または10年となる対象者は必須です。

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①						中堅教諭の自覚と役割		

## 共通研修 ※令和4年度以降は、4講座の受講で共通研修修了となります。

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①								
②								
③								
④								
⑤	令和3年以前のみ							

## 自己啓発研修

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号等	講座名等・研修内容	研修場所	備考
A								
					校内研修研究内容			
B					教科等研究会研修 研究会名・活動内容			
D					社会体験研修			
中堅教諭等資質向上研修					年度修了予定			

【様式10-①】

## 令和 5 年度 「中堅教諭等資質向上研修」研修報告書

年 月 日

学校長 殿

下記のとおり、中堅教諭等資質向上研修の研修成果を報告します。

学校番号		学校名		本県採用前の勤務実績	
職員番号		氏名		勤務実績(年)	
備考	受講延期期間				
	上記の理由				

## 必 修 研 修

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①						中堅教諭の自覚と役割		

## 共 通 研 修

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①								
②								
③								
④								
⑤	令和3年以前のみ							

## 自 己 啓 発 研 修

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号等	講座名等・研修内容	研修場所	備考
A								
校内研修研究内容								
B			教科等研究会研修 研究会名・活動内容					
D			社会体験研修					

研修を振り返って	
----------	--

【様式11-①】

## 「中堅教諭等資質向上研修」研修実施報告書

年　月　日

○ ○ ○ 教育委員会教育長 殿

下記のとおり、中堅教諭等資質向上研修の研修成果を報告します。

校長

学校番号		学校名		本県採用前の勤務実績	
職員番号		氏名		勤務実績(年)	
備考	受講延期期間				
	上記の理由				

## 必修研修

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①						中堅教諭の自覚と役割		

## 共通研修

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①								
②								
③								
④								
⑤		令和3年以前のみ						

## 自己啓発研修

	勤務実績	受講年	月	日	講座番号等	講座名等・研修内容	研修場所	備考
A								
		校内研修研究内容						
B		教科等研究会研修 研究会名・活動内容						
D		社会体験研修						
所見								

## 【様式9-②】

## 令和5年度「中堅教諭等資質向上研修」研修実施計画書(移行措置対応14年目以上)

学校番号		学校名		本県採用前の 教諭経験年数		
職員番号		氏名		総教諭経験年数		
備考	受講延期期間				勤務実績(年)	
	上記の理由					

**中堅教諭等資質向上研修(自主的な研修)**

当該教諭の能力、適性等について評価を行い、その結果に基づいて計画書を作成してください。  
前年度までに受講した研修等を記入し、備考に「済」を入れてください。  
残りの研修の計画は現時点で判断し、可能な範囲で立案してください。

	採用 年目	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								
自己啓発研修			平成30年度から実施の、自己啓発研修を受講する場合に記入してください。 自己啓発研修は自主的な研修の5日分に充てることができます。					
受講コース・実施予定年度								年度受講予定
受講内容 (Bコースの場合は研究会名を記入)								
中堅教諭等資質向上研修						年度修了予定		

【様式10-②】

## 令和 5 年度 「中堅教諭等資質向上研修」研修報告書

年 月 日

学校長 殿

下記のとおり、中堅教諭等資質向上研修の研修成果を報告します。

学校番号		学校名		本県採用前の 教諭経験年数	
職員番号		氏名		総教諭経験年数	
備考	受講延期期間				
	上記の理由				

## 中堅教諭等資質向上研修(自主的な研修)

	採用 年目	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								

## 自己啓発研修(受講した場合に記入してください)

受講コース・実施年度			年度
受講内容 (Bコースの場合は研究会名を記入)			
研修を 振り返って			

【様式11-②】

## 令和 5 年度 「中堅教諭等資質向上研修」研修実施報告書

年 月 日

○○○ 教育委員会教育長 殿

下記のとおり、中堅教諭等資質向上研修の研修成果を報告します。

校長

学校番号		学校名		本県採用前の 教諭経験年数	
職員番号		氏名		総教諭経験年数	
備考	受講延期期間				
	上記の理由				

## 中堅教諭等資質向上研修(自主的な研修)

	採用 年目	受講年	月	日	講座番号	講座名・研修内容等	研修場所	備考
①								
②								
③								
④								
⑤								
⑥								
⑦								
⑧								
⑨								
⑩								

## 自己啓発研修

受講コース・実施年度			年度実施
受講内容 (Bコースの場合は研究会名を記入)			
所見			

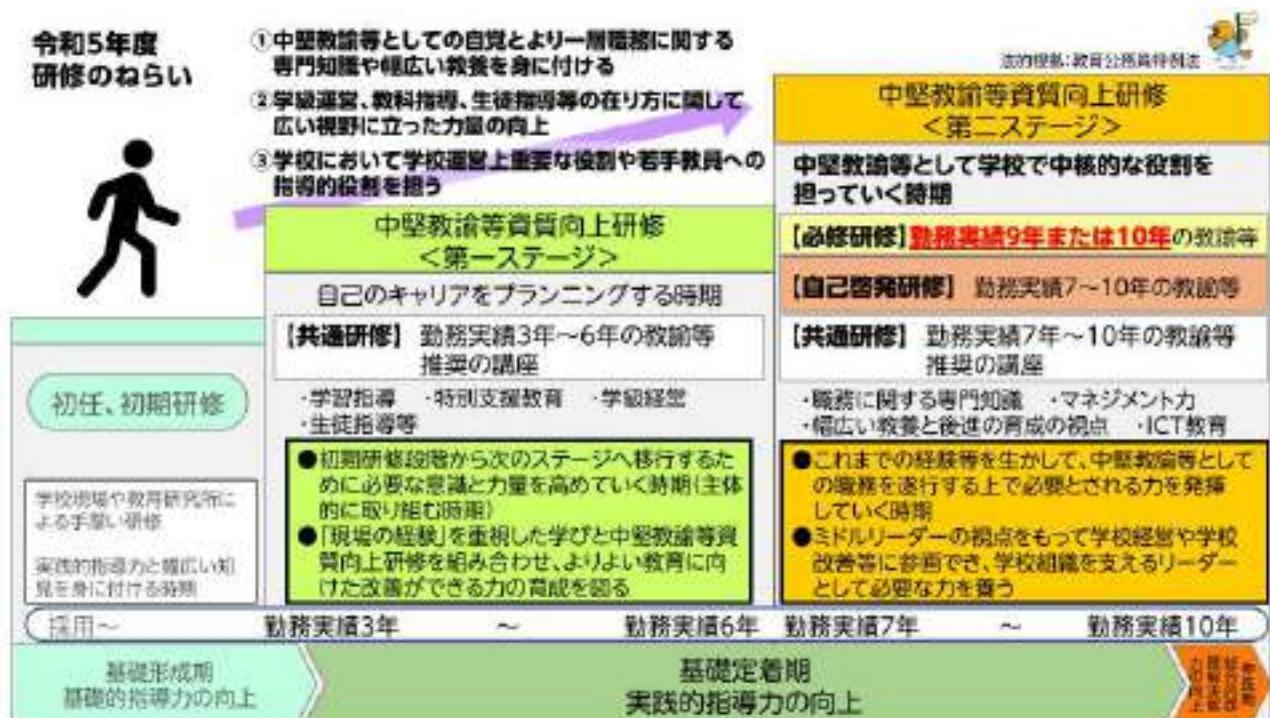
## 中堅教諭等資質向上研修について

中堅教諭等資質向上研修は、個々の能力や適性に応じて、公立の小学校等における教育に関する経験を有し、学校等における教育活動その他の学校運営の円滑かつ効果的な実施において、中核的な役割を果たすことが期待される中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることを目的としています。

### 1 「中堅教諭等資質向上研修」中学校、高等学校、特別支援学校の教諭について

「中堅教諭等資質向上研修」中学校、高等学校、特別支援学校における対象者は、令和5年4月1日現在で教諭としての勤務実績が3年以上10年以下の者※1としています。また、中堅教諭等資質向上研修の受講期間は、勤務実績が3年に達した年度の次の年度から8か年の間に行うこととしています。※2

8か年の間※3に、それぞれのキャリア形成や主体的・自律的な目標設定に応じた内容の研修を段階的、弹力的に受講することができます。



#### 【必修研修】（対象：勤務実績9年又は10年の者）

- ・勤務実績9年又は10年の教諭等を受講対象とする必修の研修講座です。必ず1講座（1日）を受講します。※4
- ・中堅教諭等としての役割、現在の教育事情や本県の教育及び教育法規とコンプライアンス等に関する内容について行う研修です。

- ※1 中堅教諭等資質向上研修の趣旨に鑑み、勤務実績に応じた研修となるよう、個々の能力、適正及び実施時期等に基づき研修を実施してください。なお、勤務実績に係る計算方法等については、本手引の中堅教諭等資質向上研修実施要項を確認してください。
- ※2 令和3年度までに研修実施計画書（様式9）に提出している者については、別に定めています。
- ※3 休職・停職・休業（育休等）で研修計画に変更があった場合等は、研修計画に基づいて無理のないように受講してください。また、異なる年数を定めることが適切な場合は、県教育委員会へ相談してください。
- ※4 令和4年3月31日以前に、すでに共通研修5講座を修了している対象者については、受講しなくともかまいません。

### 【共通研修】（対象：勤務実績3年～10年の者）

- ・原則、勤務実績3年以上10年以下の期間に受講します。
- ・奈良県教員の資質向上に関する指標に基づき、キャリアステージに応じた教育における今日的課題や教科等の指導に関する研修です。
- ・全て選択研修です。受講者の目的や課題に応じて4講座（4日）を選択して受講します。
- ・県教育委員会が実施した教員免許状更新講習を受講し、修了認定されたものについては共通研修に充てることが可能です。6時間単位の1講習履修を、共通研修1講座分とします。
- ・県教育委員会が実施する研修会等のうち、教育研究所の指定するものへの参加をもって、これを共通研修に充てることが可能です。充てられる日数は全4日分のうち2日までとします。ただし、同じ研修会等を2日充てることはできません。指定の研修会等については本手引の研修の内容に示しています。
- ・学び続ける教諭を支える仕組みとして、中堅教諭等資質向上研修の対象期間中は、何度でも受講することができます。（ただし、共通研修として認定されるのは4講座までです。）

### 【自己啓発研修】（対象：勤務実績7年～10年の者）

- ・勤務実績7年以上10年以下の期間に実施します。
- ・中堅教諭等としての専門性を向上させるため、個々の能力や適性等に応じて継続的に実施する研修です。
- ・以下の2コースから選択して実施します。（令和5年度は、Dコース（社会体験研修）の設定はありません。）

（※Dコースの実施について、令和6年度までに研修内容等を見直す予定です。）

#### Aコース：（校内・自主研修）

学校長の指導の下、実践等を通じた授業研究や教材研究を校内で原則1年間実施するとともに、その研究のための研修（自主的な研修<sup>※5</sup>）を5日間（校外）受講します。その研究及び研修の成果を論文等（A4用紙4枚以上）としてまとめたものを学校長が認定し、教育研究所に提出します。

#### Bコース：（教科等研究会研修）

教科等研究会で継続的に1年間活動し、教科等研究会会長と学校長が認定して、教育研究所に報告します。

※5 自主的な研修とは、学校長が、当該教諭の資質・能力に応じて、自主的な研修として認めるものです。

（教育研究所が実施する研修講座、高等学校学習指導研究会、県立同和問題関係史料センターの講座、県教育委員会等後援の研究会、教科等研究会や各種教育団体の研究会、大学や短期大学の公開講座への参加等、校外で実施される研修）

また、オンラインで実施される研修を自主的な研修に充てる場合は、オンライン研修報告書（様式15）を作成し、学校長が認めれば自主的な研修とすることができます。（ただし、同時双方向通信によるリアルタイム・オンライン研修に限ります。また、2時間以上の研修時間で一日分とします。）

### ○平成29年度に研修実施計画書を提出した教諭の移行措置

平成29年度実施の中堅教諭等資質向上研修の研修実施計画書を提出し、中堅教諭等資質向上研修を継続中の教諭及び平成30年度以降に受講を延期した教諭については、移行期間による措置が適用されます。詳細については本手引p.35で確認してください。

### ○令和3年度末までに研修実施計画書を提出した教諭の移行措置

令和3年度末までに「研修実施計画書（様式9）」を提出し、中堅教諭等資質向上研修を実施中の教諭については、令和3年度までの実施要項に従って、教諭としての在職期間を通算して算出した「採用〇年目」という考え方で中堅教諭等資質向上研修を継続実施することができます。詳細については本手引p.35で確認してください。

○ 「中堅教諭等資質向上研修」中学校・高等学校・特別支援学校の受講日数

勤務実績	中学校・高等学校・特別支援学校		
	必修研修	共通研修	自己啓発研修
3年～6年		教育研究所が実施する 共通研修を受講 合計4日（選択必修） (県教育委員会が実施した免許状更新 講習及び指定の研修会等を共通研修に 充てることができる。)	
7年～10年			A、Bの2コースから選択し、 実施（選択必修）
9年又は10年	教育研究所が実施する 必修研修を受講 1日（必修）		

## 2 中堅教諭等資質向上研修に係る手続等について

○申込みについて

●必修研修及び共通研修の申込みについて

教育研究所が実施する一般研修講座等と同様に、令和5年5月11日（木）17:00までに、Webサイトから申し込んでください。（詳細については研修ガイドブック-キャリア育成の手引き-（以下「ガイドブック」という。）で御確認ください。）

一般研修講座の受講可否と合わせて、必修研修及び共通研修の受講可否を5月末頃に通知します。

【必修研修及び共通研修の研修講座申込みに関する注意事項】

- ・申込みの際には、講座番号や氏名以外に、学校番号、職員番号及び勤務実績の入力も必要です。
- ・同一の講座を重複して申し込みでください。
- ・職員番号を正しく登録しないと研修受講履歴に反映されない場合があります。
- ・その他、申込みの詳細についてはガイドブック p.11 を御確認ください。

●自己啓発研修の手続等について

自己啓発研修の実施に当たっては、コースによって手続方法が異なりますので、下記の表を確認してください。

（様式は全て教育研究所Webサイトからダウンロードできます。）

	研修期間	手續手順
Aコース (校内・自主研修)	各自が可能な1年間 (自主的な研修は原則1年間で受講する)	①5月末までに校長に申し出る。 ②校長が承認する。
Bコース (教科等研究会研修)	各研究会の <u>認定条件による</u>	①申請用紙（様式I2B）に記入の上、校長承認後、各研究会が設定する申込期間等の指示に従い手続きを行う。 ②各研究会会長が承認する。

【自己啓発研修の申込みに関する注意事項】

- ・Aコースは、校長承認後、各自で自主的な研修（校長が認める校外で実施される研修）への参加申込み等を行ってください。
- ・Bコースの申込みは、教科等研究会研修認定一覧表に示された方法で行ってください。
- ・自己啓発研修に関する旅費、郵送費等の経費は教育研究所で負担しません。

## ○研修実施計画書について

中堅教諭等資質向上研修の必修研修、共通研修及び自己啓発研修（勤務実績7年以上10年以下の教諭のみ）の受講講座決定後、研修実施計画書（様式9）を作成してください。その際、休暇・休業・休職（育休等）により延期する当該教諭については、研修実施計画書（様式9）の備考欄に延期の期間（分かり得る期間）を示してください。そのうち、勤務実績3年及び勤務実績7年に該当する当該教諭、新規受講者及び奈良市から異動した当該教諭についてのみ、令和5年6月23日（金）までに教育研究所へ研修実施計画書（様式9）を提出してください。

### 【休職・停職・休業（育休等）により延期・復帰をする当該教諭についての注意事項】

- ・休職・停職・休業（育休等）により延期する（年度途中を含む）勤務実績8年以上の当該教諭については、延期が決定した次の年度にそれまでの受講状況と延期期間（分かり得る期間）を研修実施計画書（様式9）に示して提出してください。
- ・延期をしていて今年度復帰する場合（年度途中を含む）は、研修実施計画書（様式9）の提出をお願いします。

## ○報告について

- (1) 研修報告書（様式10）について（当該教諭が全ての研修を修了するまで毎年度作成）  
全ての当該教諭は、年度内の研修等を終えた後、研修報告書（様式10）を中堅教諭等資質向上研修の全ての課程が修了するまで毎年度作成し、学校長に提出してください。
- (2) 自己啓発研修修了確認書等について  
自己啓発研修を実施した当該教諭は、それぞれのコースの修了後速やかに、修了確認書等を学校長に提出してください。学校長は、修了確認書等を提出してください。  
自己啓発研修のみを修了し、引き続き次年度以降も共通研修を受講する当該教諭については、修了確認書等の写しを学校に保管した上で、上記の手順で原本を提出してください。
- (3) 研修実施報告書（様式11）について（学校長が作成）  
研修報告書（様式10）を受領後、学校長は中堅教諭等資質向上研修の全ての課程が修了した当該教諭についてのみ、研修実施報告書（様式11）を作成し、自己啓発研修の修了確認書等の書類を添付の上、令和6年2月2日（金）までに教育研究所へ提出してください。なお、既に自己啓発研修の修了確認書等を提出している場合は、写し等を改めて提出する必要はありません。  
加えて、研修実施計画書（様式9）に、修了予定を令和5年度として教育研究所に提出した勤務実績10年以上の当該教諭が、年度内に修了できない場合は、教育研究所（教職員研修係 0744-33-8905）まで連絡してください。

- ※ 自己啓発研修Bコース（教科等研究会研修）における修了確認書（様式13B）は、各教科等研究会の認定条件に基づき発行いただいている。については、修了確認書（様式13B）の受領が上記の日程以降になる場合、書類が整い次第、年度内に提出してください。ただし、研修実施報告書（様式11）は、上記の期日までに自己啓発研修「修了予定」として作成し、提出してください。

○ 「中堅教諭等資質向上研修」に関する書類等

●県立学校

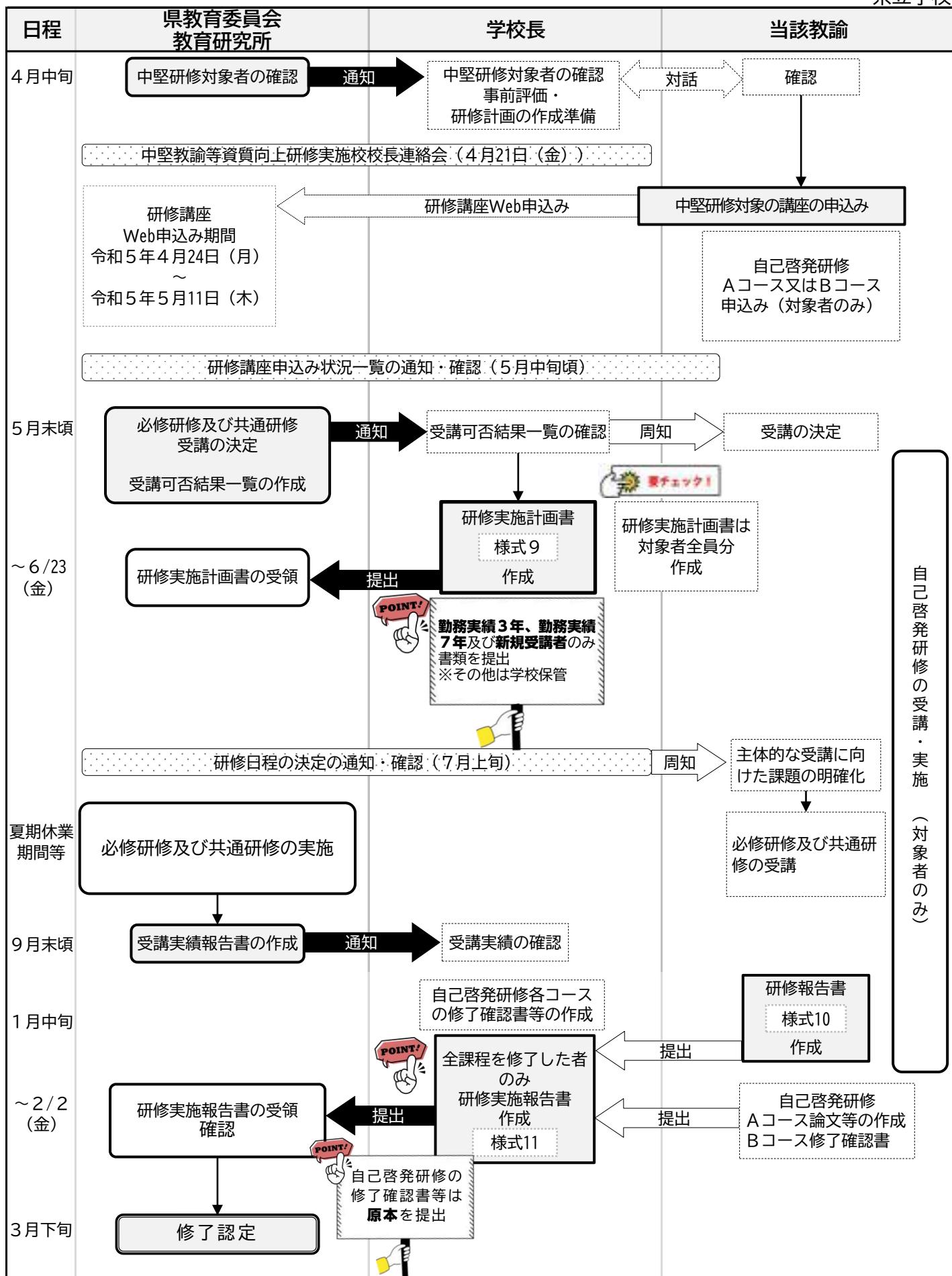
	様式	書類名	提出者	提出先	締切	備考
申込み	/	研修講座 Web 申込み	当該教諭	教育 研究所	5月11日 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育研究所Web サイトで申し込む。</li> <li>・申込内容は、後日、教育研究所から校長に送付する申込一覧で確認する。</li> <li>・受講の可否は、<u>5月末頃</u>に、教育研究所から校長に送付する受講決定一覧で確認する。</li> </ul>
	様式 12	Bコース 申請書	校長 (当該教諭)	各研究会 会長	各研究会の 指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請用紙に記入の上、校長承認後、各研究会の指示に従い手続きをする。</li> </ul>
計画	様式 9	研修 実施計画書	校長 (当該教諭)	教育 研究所	6月23日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての当該教諭について、受講の可否を反映させて作成し、<u>勤務実績3年及び勤務実績7年</u>の当該教諭、本年度初めて<u>中堅教諭等資質向上研修</u>を開始する当該教諭、奈良市から異動した当該教諭並びに<u>今年度に休業等から復帰する勤務実績7年以上</u>の当該教諭についてのみ、提出する。全ての当該教諭の研修実施計画書は学校で保管する。</li> </ul>

	様式	書類名	発送者	送付先	締切等	備考
受講後	/	受講実績 報告書 (必修研修 及び 共通研修)	教育 研究所	校長	9月末頃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必修研修及び共通研修に関する受講実績報告書を作成し、メールで送付する。</li> </ul>

	様式	書類名	提出者	提出先	締切等	備考
報告	様式 10	研修 報告書	当該教諭	校長	1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施した研修内容を反映させて報告する。</li> </ul>
	様式 11	研修 実施報告書	校長	教育 研究所	2月2日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中堅教諭等資質向上研修の<u>全ての課程が修了した</u>当該教諭についてのみ、作成し、提出する。原則として、提出の際に、自己啓発研修の修了確認書等を添付する。</li> </ul>
	様式 13A	自己啓発 研修 Aコース 修了確認書	Aコース 修了者	校長	Aコース 修了年度 1月中旬	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式14Aを添付して提出する。</li> </ul>
			校長	教育 研究所	2月2日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・修了の確認後、様式14Aを添付して提出するとともに、中堅教諭等資質向上研修の<u>全ての課程が修了するまで</u>、写しを学校に保管する。</li> </ul>
	様式 13B	自己啓発 研修 Bコース 修了確認書	Bコース 修了者	校長	Bコース 修了後 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教科等研究会会長に提出していた様式12Bの下部にある様式13Bに教科等研究会会長の署名と押印を得た上で提出する。（様式の上下を切り離さないこと）</li> </ul>
			校長	教育 研究所	受理後 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様式12Bの下部にある様式13Bの校長の欄に署名と押印をして提出するとともに、中堅教諭等資質向上研修の<u>全ての課程が修了するまで</u>、写しを学校に保管する。（様式の上下を切り離さないこと）</li> </ul>
	様式 15	オンライン 研修 報告書	当該教諭	校長	受講後 速やかに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的な研修をオンライン研修で実施する場合、1回の研修につき、1枚の報告書を提出する。</li> </ul>

# 中堅教諭等資質向上研修の流れ

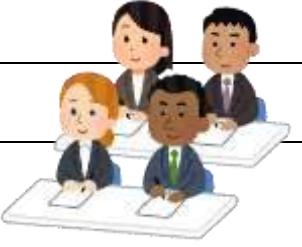
県立学校



## 研修の内容

### 共通研修及び必修研修

勤務実績3年～10年までの8か年の間に、奈良県教員等の資質向上に関する指標に基づき、キャリアステージに応じた教育における今日的課題や教科等の指導に関わる研修講座を5日間受講

共通 研修講座	<p>【3201 学習評価】(遠隔研修) 授業力改善のための学習評価・学校評価</p> <p>【3202 道徳教育】(遠隔研修) 考え、議論する道徳</p> <p>【3203 児童虐待防止】(遠隔研修) 学校と関係機関との連携 社会的養護について</p> <p>【3204 特別支援教育Ⅰ】(遠隔研修) 発達障害のある子どもの内面の理解－幼児児童の心の発達－</p> <p>【3205 特別支援教育Ⅱ】(遠隔研修) 障害のある児童生徒へのポジティブ行動支援を学校全体に生かす－子どもにも教職員にも笑顔が広がる学校づくり－</p> <p>【3206 生徒指導・児童生徒理解】 生徒指導の課題と解決に向けて 児童生徒理解に基づく支援</p> <p>【3207 キャリア教育】(遠隔研修) キャリア教育の進め方 キャリア・パスポートの作成と活用について</p> <p>【3208 安全教育・健康教育】(遠隔研修) 安全教育と危機管理 子どもが健やかに成長するための健康教育</p> <p>【3209 男女共同参画・人権教育】(遠隔研修) 男女共同参画社会の実現に向けて 子どもの人権侵害の防止と人権教育の在り方</p> <p>【3210 教育相談】(遠隔研修) 激増する不登校(発達障害を含む)の子ども及びその保護者への支援－学校現場に生かすカウンセリングマインド－</p> <p>【3211 コミュニケーション能力】 児童生徒、保護者との人間関係づくり</p> <p>【3212 カリキュラム・マネジメント】(遠隔研修) 自校で取り組むカリキュラム・マネジメント</p> <p>【3213 デジタル・シティズンシップ教育】(遠隔研修) デジタル・シティズンシップ教育で拓く、デジタル社会を生きる子どもたち</p>		第一ステージ推奨 (勤務実績3～6年)
必修 研修講座	<p>◎勤務実績9年または10年の教諭が対象</p> <p>【3214 中堅教諭等の自覚と役割】(遠隔研修) 奈良県の教職員として－中堅教諭等に求められるもの－ 教育法規とコンプライアンス 現在の教育事情と施策について メンタルヘルスとワークライフバランス</p>		第二ステージ推奨 (勤務実績7～10年)

### 共通研修に充てることができる研修会等

指定の 研修会等 (最大2講座)	【2071 体育指導力向上研修講座】(健康・安全教育課主催) 【2243 人がつながる「地域と共にある学校づくり」研修講座】(人権・地域教育課主催) ※上記の2講座については、同じ講座を共通研修に2日充てることはできません。
------------------------	--